

「空の移動革命」実現に向けた地域実装促進業務委託 業務仕様書

1 委託業務の目的

三重県では空の移動革命の実現により、観光・交通・物流・生活など様々な地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上をめざしています。

本業務では、「空飛ぶクルマ」を活用した新ビジネス創出に向け、空飛ぶクルマや無操縦者航空機（以下「エアモビリティ」とする。）を展示し、実用化に不可欠となる地域受容性向上を図るとともに、県内事業者の地域でのビジネス参入機運醸成につなげることを目的とします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

「空の移動革命」実現に向けた地域実装促進業務委託

(2) 委託期間

契約締結日 から 令和5年3月24日（金）まで

(3) 委託業務の内容

ア エアモビリティ展示会の企画・運営

i) エアモビリティの展示

- ・ 県内の会場にエアモビリティの機体を展示し、一般県民、県内事業者、市町担当者を対象に、機体を見る機会を提供すること。

※実機の使用が困難な場合、実機を使用した場合と同程度の効果を得ることができるのであれば、実機に代えて原寸大の模型の使用を排除するものではない。

※エアモビリティに関する質問に対して説明を行う人員を最低1名配置すること。

ii) 地域受容性向上につながる情報提供

- ・ 地域受容性向上を図るため、「空飛ぶクルマ」を活用することにより生じるメリット・デメリットを整理し、それらを踏まえて来場者に対し、地域受容性向上につながる情報提供を行うこと。
- ・ 情報提供を行ううえで効果的な方法を、提案書に具体的に記載すること。

iii) 県内事業者の参入機運醸成につながる情報提供

- ・ 県内事業者の参入機運醸成につなげるため、実際の機体に使用されている素材・部品等の構造や、実用化時に必要となるサービス（例：バッテリー交換）等について、情報提供を行うこと。
- ・ 情報提供を行ううえで効果的な方法を、提案書に具体的に記載すること。

iv) 県が主催する協議会の設立発表会の運営

- ・ 「空の移動革命」実現に向けて、地域における機運醸成や官民がビジネス創出に向けて連携して取り組むためのプラットフォームの構築を目的に、県が11月頃に設立を予定している協議会の設立発表会を実施すること。
- ※会場内での発表会の設営及び当日の進行等の運営を行うこと。

※協議会の設立に係る業務は県が行う。

v) 企画・運営に関する補足事項

- ・ i) ~ iii) の企画・運営に伴う一切の業務を行うこと。
- ・ 事業を効果的・効率的に実施するため、i) ~ iv) は同時に実施すること。
- ・ 会場に消毒液を準備する等、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮し、実施すること。
- ・ 必要に応じ、レイアウトの調整や椅子、机等の手配、飛沫防止板等を準備すること。
- ・ 会場は、機体の展示が可能であり、かつ 100 名程度を目安に収容可能なスペースを有する県内の場所とすること。また、契約締結後、三重県と協議の上決定すること。なお、会場借用料は委託料に含める。
- ・ 会場候補、展示予定機体、機体の運搬方法を企画提案書に記載すること。
- ・ 展示会の実施時期については、令和 4 年 11 月または 12 月に行うものとする。なお、新型コロナウイルスの感染状況等における影響によっては、その限りではなく、別途、三重県と協議のうえ決定する。
- ・ 会場使用料、設営・撤去費、電気使用料等、i) ~ iv) の実施にかかる費用は委託料に含める。
- ・ 関係団体への広報周知のため、広報チラシのデータを作成すること。

イ 事業実施による効果の検証

- ・ アの実施前後で、参加者の受容性や参入機運が変化したかどうかをアンケート等により効果を検証すること。
- ・ 効果検証を行ううえで有用な手法を提案書に具体的に記載すること。
- ・ 上記検証結果をもとに、受容性向上や参入機運を醸成する上で、効果的な方法をまとめること。

ウ 取組の情報発信

- ・ ア、イにかかる内容について、三重県が令和 5 年 2 月頃に開催する「空の移動革命」にかかるシンポジウムで取組に関する発表を行うこと。併せて、その他幅広い関係者に知っていただくことが可能な機会を活用して情報発信を行うこと。

エ 報告書の作成

- ・ アの実施記録（当日の様子を撮影した写真等の記録を含む）、イの検証結果を報告書として作成し、納入すること。納入は履行期限までに行うこととし、納入する部数は下記のとおりとする。

【納入品】

- ・ 電子データ：1 部（Word、Excel 等で作成し、「データを格納した CD-R 等を郵送」または、「電子メールにデータを添付」、「その他ファイル共有ソフトの活用」のいずれかの方法で納品すること。ただし、納品にあたっては、情報漏洩の危険性に鑑み、セキュリティに十分配慮すること。）

3 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において

別途指示する日時において実施します。

4 委託料の支払方法及び時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

5 変更に関する協議

契約業務の内容及び金額、履行期限等に変更が生じた場合は、県と受託者との間で協議のうえ、その取扱いを決定します。

6 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとします。

10 その他

- (1) 報告書をはじめとする成果物の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 受託者は、個人情報情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とする。

なお、三重県個人情報保護条例第53条及び第54条、第56条により、委託を受けた業務に従事している者等に対する罰則規定が設けられているので注意されたい。

(4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。